

賠償ユニットの内容【企業包括方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合																												
①損害賠償金等 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。	<p>補償プランに応じ、日本国内で発生した次の損害に起因して、法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害についてお支払いします。(1事故につき1万円を自己負担いただきます。)(いずれの場合も①から⑥までの保険金の合計額は、ご契約期間(保険期間)を通じてご契約時に設定した賠償ユニットのご契約金額が限度となります。)</p> <p><b>W</b> → <b>ワイドプラン</b>    <b>E</b> → <b>エコミープラン</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害</th> <th>内容</th> <th>W</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">貴社の業務上の偶然な事故に起因する第三者の身体の障害(注1)や財物の損壊(注2)</td> <td>施設・業務遂行リスク 施設の所有・使用・管理、および業務遂行に起因する損害</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>製造物・完成作業リスク ●製造物および作業に起因する損害</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●製造物および作業自体の損害</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>●不良完成品(注3)の損害</td> <td>○*</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>受託物、受託自動車、借用建物(受託不動産)リスク*2 ●受託物、受託自動車、貴社が借用している建物の財物の損壊に起因する損害</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●使用不能損害のうち、時価を超える部分</td> <td>○*</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貴社の業務上の行為に起因する人格権侵害(注4)・宣伝障害(注5)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 1事故100万円限度にお支払いします。 *2 作業受託物・賃借物(自動車・建物を除きます。)の財物の損壊については、使用不能損害を含めて1事故100万円限度にお支払いします。(ワイドプランのみ) (注1)人のケガや病気をいいます。これらによって亡くなられた場合を含みます。 (注2)財物の滅失、損傷または汚損をいいます。受託物リスク・受託自動車リスクについては紛失、盗取および詐欺を含みます。また、これらに起因するその財物が使用できないことによる被害をいいます。 (注3)販売、製造した商品や装置などが原因で、他人の商品が不良品となったことによる損害をいいます。 (注4)次のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 (注5)商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</p> <p><b>【ご注意】</b>被害者からの損害賠償請求に対して日本興亜損保の承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。</p>	損害	内容	W	E	貴社の業務上の偶然な事故に起因する第三者の身体の障害(注1)や財物の損壊(注2)	施設・業務遂行リスク 施設の所有・使用・管理、および業務遂行に起因する損害	○	○	製造物・完成作業リスク ●製造物および作業に起因する損害	○	○	●製造物および作業自体の損害	○	×	●不良完成品(注3)の損害	○*	×	受託物、受託自動車、借用建物(受託不動産)リスク*2 ●受託物、受託自動車、貴社が借用している建物の財物の損壊に起因する損害	○	○		●使用不能損害のうち、時価を超える部分	○*	×		貴社の業務上の行為に起因する人格権侵害(注4)・宣伝障害(注5)	○	×	<p><b>&lt;身体の障害・財物の損壊に関する事由&gt;</b> <b>身体障害・財物の損壊に共通の事由</b> ●ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意 ●地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故 ●環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。) ●約定または合意によって加重された損害賠償責任 ●記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害に対して負担する損害賠償責任 ●記名被保険者の所有物の財物の損壊 ●日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊 ●弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。) ●アスベスト(石綿)に起因する事故 など</p> <p><b>施設・業務遂行に関する固有の事由</b> ●航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内の車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。) ●施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。) ●塵埃または騒音に起因する損害 ●基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊 ●記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊 ●石油拡散防止費用について負担する賠償責任 ●記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の人によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害 など</p> <p><b>製造物・完成作業に関する固有の事由</b> ●故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果 ●記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊 ●回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任 ●身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など</p> <p><b>受託物に関する固有の事由</b> ●ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐欺 ●受託物の瑕疵、自然の消耗、腐敗、ねずみ喰い、虫喰いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊 ●屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊 ●貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊 など</p> <p><b>受託自動車に関する固有の事由</b> ●ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託自動車の盗取または詐欺 ●受託自動車の瑕疵、自然の消耗、腐敗、ねずみ喰い、虫喰いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊 ●屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊 ●委託者に引き渡された後に発見された受託自動車の財物の損壊 ●ご契約者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が業務外の目的に使用する受託自動車に発生した財物の損壊 ●加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。) ●法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒に酔った運転手または操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊 など</p> <p><b>借用建物(受託不動産)に関する固有の事由</b> ●改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊 ●汚損、すり傷、塗料のがれなどの単なる外観上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊 ●借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊 ●貸主に引き渡された後に発見された借用建物の財物の損壊 など</p> <p><b>&lt;人格権侵害・宣伝障害に関する事由&gt;</b> ●被保険者の犯罪行為 ●採用・雇用または解雇に関する行為 ●広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為 ●契約違反 ●宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合 ●商品、製品またはサービスの価格表示誤り ●日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害 など</p> <p><b>&lt;建具等の修理に関する事由&gt;</b> ●管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害 ●借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い ●借用施設の管球類のみが生じた損害 ●汚損、すり傷、塗料のがれなどの単なる外観上の損傷であって、借用施設の機能に直接関係のない損害 ●借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害 など</p>
損害	内容	W	E																											
貴社の業務上の偶然な事故に起因する第三者の身体の障害(注1)や財物の損壊(注2)	施設・業務遂行リスク 施設の所有・使用・管理、および業務遂行に起因する損害	○	○																											
	製造物・完成作業リスク ●製造物および作業に起因する損害	○	○																											
	●製造物および作業自体の損害	○	×																											
	●不良完成品(注3)の損害	○*	×																											
	受託物、受託自動車、借用建物(受託不動産)リスク*2 ●受託物、受託自動車、貴社が借用している建物の財物の損壊に起因する損害	○	○																											
	●使用不能損害のうち、時価を超える部分	○*	×																											
	貴社の業務上の行為に起因する人格権侵害(注4)・宣伝障害(注5)	○	×																											
②損害防止費用(注)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																													
③権利保全費用(注)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をお支払いします。																													
④賠償事故付随費用(注)	損害賠償金をお支払いする対象事故に直接起因して発生した下表の費用をお支払いします。 (事前に日本興亜損保の書面による同意または承認が必要です。)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用の種類</th> <th>費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期対応費用</td> <td>事故が発生した場合に日本興亜損保の承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)</td> </tr> <tr> <td>争訟費用</td> <td>賠償責任の解決のために日本興亜損保の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬など</td> </tr> <tr> <td>争訟対応費用</td> <td>賠償責任の解決のために日本興亜損保の書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用など</td> </tr> <tr> <td>協力費用</td> <td>日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用</td> </tr> </tbody> </table>	費用の種類	費用の内容	初期対応費用	事故が発生した場合に日本興亜損保の承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)	争訟費用	賠償責任の解決のために日本興亜損保の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬など	争訟対応費用	賠償責任の解決のために日本興亜損保の書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用など	協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用																			
費用の種類	費用の内容																													
初期対応費用	事故が発生した場合に日本興亜損保の承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)																													
争訟費用	賠償責任の解決のために日本興亜損保の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬など																													
争訟対応費用	賠償責任の解決のために日本興亜損保の書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用など																													
協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用																													
⑤見舞費用(注) (ワイドプランのみ)	対人・対物事故が発生した場合に日本興亜損保の書面による同意を得て支出した見舞金・見舞品の購入費用などについて、1事故につき被害者1名あたり2万円限度にお支払いします。																													
⑥建具等修理費用保険金	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円限度にお支払いします。																													

(注)結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

【オプション特約の概要】

特約の名称	特約の内容
使用者賠償責任補償特約	日本国内で貴社の従業員が、業務に従事中の偶然な事故によりケガなど(注)を被ったことについて、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (ただし、損害賠償金については次の金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額についてお支払いします。ア.政府労災により給付される金額 イ.自賠責保険などにより支払われるべき金額 ウ.災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額) (注)偶然な事故によるケガ(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)(または業務上の症状(偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの)すべてを満たす場合)に限り、具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。)をいいます。
個人情報漏えい対応特約	個人情報を漏えいしたことについて、貴社が損害賠償責任を負担されることによって被る被害に対して保険金をお支払いします。

※オプション特約の詳細については取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。